

理由書

変更を必要とする理由

第 4 条の 2 の変更

- 1, 禁煙車との意義は、受動喫煙のない快適環境を利用者に提供するものであり、旅客は、タバコ臭は絶対がないと信じて利用される。
- 2, 現在の標準運送約款（第 4 条の 2）は、これらの意義に反して喫煙の余地を認める内容であり、喫煙を容認する運転者もいて、その喫煙の経験をした者が、他の禁煙タクシーに乗車したときに執拗に喫煙容認を求める結果となる。空車であれば乗務員の喫煙も可能とする欠陥もある。
- 3, トラブルを避けるため、脅威を与えられやむなく喫煙容認せざるを得ない結果となる場合もあり、タバコの有害粉じんは車内に付着、拡散する。その後利用される乗客から不快を訴えられる苦情も多い。
- 4, 喫煙容認を求められ、禁煙車である旨を説明、説得しながら走行することは、ながら運転になり集中力を削がれることとなり事故発生及び生命の危険がある。
- 5, 安全運転遂行には、喫煙を求められる憂いが絶対的にないことが必須である。且つ、タクシーは貸し切り営業であれば、禁煙車を認識して利用される旅客に対しタバコ臭残留（受動喫煙）で不快を与える喫煙行為は断じて違反行為として対応しなければならない。
- 6, 現在の標準運送約款では、旅客の喫煙を断ることが出来るだけのもので事業者（運転者）の判断による喫煙容認の余地があり、毅然とした営業は出来ず、トラブルを避けるには喫煙乗客の良識にすぎない現在の運送約款の欠点を是正する。
- 7, 平成 27 年 6 月 10 日認可の新約款（関自旅二第 320 号）は、毅然とした文言で完全禁煙（運転者を含む）を表現し、尊厳を尊重しているため絶対に喫煙を求める者は皆無となり利用者に多大な利益をもたらすことは必然である。

第 4 条の 3 の追加

旅客によっては、無理難題を押しつけ人権を侵害する者も多い。理不尽な要求と暴言・暴力を抑止することは、受動喫煙及びモラルハラスメントを抑止する効果となる。

運転者の心のゆとりが安全運転遂行と健康に寄与することとなり、且つ利用者へのタバコ臭のない安心感と快適利便性の向上を保証することとなるために第 4 条の 3 として新約款採用を決め認可を求めるものであり「変更を必要とする理由」である。